

甲斐市
ネーミングライツ導入
ガイドライン

令和8年9月

目次

1. ガイドラインの趣旨	1
2. ネーミングライツについて	1
3. 導入対象施設等	1
4. 愛称	2
5. ネーミングライツパートナー	2
6. ネーミングライツ料	3
7. 費用負担区分	4
8. 契約期間	4
9. 募集	5
10. 審査方法等	6
11. 優先交渉権者との協議	8
12. ネーミングライツパートナーの決定	8
13. 契約	8
14. ネーミングライツパートナーの公表	9
15. 指定管理者制度導入施設に係る留意点	9
16. その他	9
17. 施行	9

様式

1. ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設及び実施する事業（以下「施設等」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入及び運用を図るため、基本的な考え方や具体的な取扱い等をまとめたものです。

施設等の所管課は、本ガイドラインに沿ってネーミングライツを積極的に導入し、施設等の管理運営に充当する財源の確保に努めるものとします。

2. ネーミングライツについて

(1) 概要

ネーミングライツは、市と企業等との契約において、企業等が施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する対価として、市がネーミングライツ料を得ることにより、施設管理や市民サービスの継続的な実施及び質の向上に寄与することを目的とした制度です。

ネーミングライツは愛称を付与するものであり、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

また、施設等の所有権、運営等にも影響を与えないものとし、本権利を第三者に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができないものとします。

(2) ネーミングライツを導入するメリット

ア 市や市民のメリット

施設等の管理運営に充当する財源の確保や運営に資する役務等の提供を得ることができます。

イ 企業等のメリット

ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、愛称を地域に発信することにより、企業のイメージアップや社会貢献に資することができます。

(3) ネーミングライツの方式

ネーミングライツは、次の二つの方式により導入します。

ア 特定募集型

市が選定した施設等について、ネーミングライツパートナーを募集します。

イ 提案募集型

ネーミングライツパートナーを希望する企業等から、対象施設への愛称、ネーミングライツ料などを含めた提案を募集します。

3. 導入対象施設等

(1) 導入対象施設等

ネーミングライツの導入対象施設等は、市が所有する施設（スポーツ施設、文化施設、公園等）及び施設の一部や付属する設備、工作物、車両のほか、イベントや大会等のソフト事業も対象とします。

(2) 導入対象外施設等

次に掲げる施設等はネーミングライツの対象外とします。

ア 行政の公平性や中立性を損なうおそれがある施設等

例：庁舎、学校

イ 施設等の名称に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付与することが適当ではないと判断される施設等

例：史跡、文化財

4. 愛称

(1) 愛称の条件

ア 愛称は、市民や地域にとっての親しみやさ、呼びやすさ、施設等の設置目的やイメージと合うものとします。

イ 愛称には、施設等の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとします。

ウ 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、当分の間は正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。

(2) 使用可能な愛称

使用可能な愛称は、企業名、商号、商品名、ロゴマークとします。

(3) 使用を禁止する愛称

以下の項目に該当するものは、愛称としての使用を禁止します。

ア 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

イ 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの

エ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの

オ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

カ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

キ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

ク 美観風致を害するおそれがあるもの

ケ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(4) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内は愛称の変更はできません。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツパートナーとで協議のうえ、愛称を変更することができるものとします。

5. ネーミングライツパートナー

(1) ネーミングライツパートナーは、市のパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人とします。

ただし、当該法人で構成する「共同体」の場合は、法人格を有していなくても構いません。

(2) 次の事項に該当する場合は、対象外とします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの

イ 本市から指名停止措置を受けているもの

ウ 本市税、本社所在都道府県税及び市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続を開始しているもの（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- カ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- キ 公序良俗に反する事業を行うもの
- ク 政治団体又は宗教団体
- ケ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合するもの（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- コ その他、市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められるもの

6. ネーミングライツ料

(1) ネーミングライツ料の設定

ネーミングライツ料は、施設の規模、利用者数、利用状況（イベントや大会等の開催の有無）、広告の効果、他自治体の類似事例を参考に、施設等の広告媒体としての価値を総合的に勘案して金額を設定します。

企業等から提案されたネーミングライツ料の適正については、甲斐市広告掲載に関する要綱（平成 22 年甲斐市告示第 297 号）第 19 条で規定する甲斐市広告審査委員会（以下「広告審査委員会」という。）において判断します。

(2) 提案募集型の特例

提案募集型の場合は、ネーミングライツ料の対価として、物品や役務（サービス）の提供も可能とします。その場合、提供する物品や役務を金銭に換算した場合の根拠資料を提出していただきます。

※例

物品の提供	施設で利用可能な商品の提供等（消耗品、備品等）
役務の提供	施設の維持管理業務の提供、修繕、清掃等

(3) ネーミングライツ料の納付又は提供

ア 金銭の場合

原則、当該年度分を契約書に定める期日までに、市が発行する納入通知書により、一括で納付していただきます。

イ 物品、役務を提供する場合

市とネーミングライツ提案者が協議の上、提供時期、提供方法等を契約書に定めるものとします。

(4) 期間が 1 年間に満たない場合の計算

期間が 1 年間に満たないネーミングライツ料は、日割り（年額を 365 日で除した額に日数を乗じ、この額に 1 円未満が生じる場合は、小数点以下は切り捨てます。）により計算した金額とします。

(5) ネーミングライツ料の納付に要する費用負担

ネーミングライツ料の納付に要する費用は、ネーミングライツパートナ

一の負担とします。

(6) ネーミングライツ料の返還

納付済みのネーミングライツ料は、原則、返還しません。

ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰することができない事由により、ネーミングライツを中止し、又は契約を解除した場合は、この限りではありません。

なお、返還するネーミングライツ料には利息を付さないものとします。

7. 費用負担区分

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものを基本とし、双方協議のうえ、契約書等において定めます。

区 分	市	ネーミングライツ パートナー
サイン・看板の表示及び設置等に係る費用		○
サイン・看板及び物品・役務の維持管理に係る費用		○
サイン・看板及び物品・役務を起因とした第三者への損害賠償に係る費用		○
契約期間中の愛称の変更に係る費用		○
ネーミングライツパートナーが原因による契約解除等に係る費用		○
契約期間終了後の原状復旧費用		○
契約の締結等に必要な費用		○
市が発行する印刷物やウェブサイトの表示変更に係る費用	○	

8. 契約期間

(1) 施設の場合

原則3年以上とし、施設の特性に応じて設定します。

(2) イベントや大会等のソフト事業の場合

一連の事業が終了する日までとします。

(3) 指定管理者導入（予定含む）施設の場合

指定期間を考慮し、適切な期間を設定するものとします。

(4) 契約期間の考え方（共通事項）

契約期間には、愛称の表示、原状復旧期間を含むものとします。

9. 募集

(1) 募集方法

ア 特定募集型

原則公募とし、市ウェブサイト等に掲載することにより行います。

イ 提案募集型

企業等からの提案を随時（但し、1月～8月までの間。）募集します。

(2) 募集要項（特定募集型のみ）

募集要項に記載する主な事項は次のとおりです。

ア 施設等の概要（外観、内観、事業等の画像の添付、利用状況の記載）

イ 愛称の条件

ウ ネーミングライツ料（予定価格）

エ 契約期間

オ 費用負担区分

カ 募集方法

キ 募集期間

ク 応募資格

ケ 提出書類

コ 審査方法

サ 優先交渉権者との協議

シ ネーミングライツパートナーの決定

ス ネーミングライツパートナーの公表

セ その他必要事項（権利の譲渡及び貸与の禁止等）

(3) 応募資格

本ガイドライン2ページ「5. ネーミングライツパートナー」のとおり

(4) 提出書類

ア 特定募集型

①ネーミングライツパートナー申込書	様式1
②誓約書	様式3
③法人等の概要がわかるもの	会社概要・パンフレット等
④役員名簿	様式4
⑤登記事項証明書	
⑥決算報告書（直近3期分）	貸借対照表、損益計算書等
⑦納税証明書又は未納のない証明書（応募時点）	本市、県、国、事業所 所在市区町村分
⑧地域貢献に対する理念、活動実績及び今後の計画	任意様式
⑨そのほか必要とする書類	

イ 提案募集型

①ネーミングライツパートナー提案書	様式 2
②ネーミングライツ料を物品又は役務の提供とする場合は金銭に換算した根拠資料	任意様式
③誓約書	様式 3
④法人等の概要がわかるもの	会社概要・パンフレット等
⑤役員名簿	様式 4
⑥登記事項証明書	
⑦決算報告書（直近 3 期分）	貸借対照表、損益計算書等
⑧納税証明書又は未納のない証明書（応募時点）	本市、県、国、事業所 所在市区町村分
⑨地域貢献に対する理念、活動実績及び今後の計画	任意様式
⑩そのほか必要とする書類	

(5) 募集期間

募集期間は、次のとおりとします。

ア 特定募集型

応募者にとって応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、周知期間を含め 1 か月以上とします。

イ 提案募集型

随時募集（但し、1 月～8 月までの間。）とします。

(6) 応募に要する経費の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(7) 応募が 1 者の場合の取扱い

応募が 1 者のみの場合であっても有効とします。

(8) 応募がなかった場合の取扱い

応募がなかった場合は、募集は取り止めとなります。

10. 審査方法等

(1) 応募書類、応募要件等の審査

応募書類、応募資格及び提案された愛称案が、条件を満たしていること等を審査します。

(2) 優先交渉権者の選定審査

応募書類、応募要件審査を通過した応募者を対象として、広告審査委員会において、次の基準を基本とし審査を行い、優先交渉権者を決定します。

なお、審査の結果、優先交渉権者を選定しない場合もあります。

(3) 審査基準・配点【例】

	項 目	審査基準	配点
①	ネーミングライツ料	提案金額の妥当性	40
②	契約期間	提案期間の妥当性	10
③	愛称案	市民や地域にとっての親しみやすさ、呼びやすさ、施設等の設置目的やイメージとの整合 等	20
④	地域性	市内に本社、事業所等の有無	10
⑤	地域貢献	地域貢献の理念、活動実績、今後の計画	10
⑥	経営状況	決算報告書による経営状況、納税状況等	10
合 計			100

(4) 採点方法【例】

	項 目	採点方法
①	ネーミングライツ料	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者の提案金額（年額）}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額（年額）}}$ (40 点) ※物品・役務の提供の場合については、提供内容及び相当額を基準に審査します。
②	契約期間	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者の提案期間}}{\text{応募者のうち最も長い提案期間}}$ (10 点)
③	愛称案	市民や地域にとっての親しみやすさ、呼びやすさ、施設等の設置目的やイメージとの整合等を総合的に勘案し、次により採点します。 愛称として相応しい場合の最高点を 20 点、愛称として相応しくない場合を 0 点とし、0～20 点の範囲で提出書類等を基に採点します。
④	地域性	市内に本社、事業所等の有無について ・市内に本社を有する 10点 ・市内に本社は有しないが事務所等を有する 5 点 ・市内に本社、事業所等を有しない 0 点
⑤	地域貢献	地域貢献に対する理念、活動実績、今後の計画について採点します。 最高点を 10 点、ネーミングライツパートナーとして相応しくない場合を 0 点とし、0～10 点の範囲で提出書類等を基に採点します。
⑥	経営状況	決算報告書等による経営状況を採点します。 最高点を 10 点、ネーミングライツパートナーとして相応しくない場合を 0 点とし、0～10 点の範囲で提出書類等を基に採点します。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に文書で通知します。

11. 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と市は、契約内容について詳細協議を行い、双方が合意する必要があります。

市は、優先交渉権者との協議において、合意の可能性がないと判断した場合は、協議を打ち切り、次点者がいる場合は、次点者を優先交渉権者として契約内容についての詳細協議を行います。

次点者がいない場合は、本募集は取り止めとなります。

12. ネーミングライツパートナーの決定

優先交渉権者との詳細協議が整った場合は、当該企業等をネーミングライツパートナーとして決定します。

13. 契約

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの間で、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金の額は、甲斐市財務規則（平成 16 年甲斐市規則第 47 号）第 163 条に基づき、契約時のネーミングライツ料総額の 100 分の 10 以上とします。

イ 契約保証金は、契約締結の際に納付していただきます。

ウ 契約保証金の納付に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

エ 本契約が終了し、愛称の表示サイン・看板等の撤去等の原状復旧がされた場合は、保証金の全額を遅滞なくネーミングライツパートナーに返還します。

ただし、市は、ネーミングライツパートナーに起因する契約解除及び債務で未払債務等があるときは、契約保証金の額から当該未払債務の額を差し引いた額を返還するものとします。

なお、契約保証金には利息を付さないものとします。

(3) 契約保証金の免除

契約保証金の免除は、甲斐市財務規則第 164 条の規定に基づき、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができるとします。

ア 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年間に市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 契約金額が 200 万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。

(4) 契約の解除

市は、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、契約期間満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合、原状復旧に係る費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

14. ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後、速やかに当該企業等の名称、愛称、契約期間等を市ウェブサイト等により公表します。

15. 指定管理者制度導入施設に係る留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設（導入予定施設も含む。）の場合は、指定管理者制度等の趣旨を鑑み、指定管理者の不利益とならないよう次の点に留意することとします。

(1) 導入の可否

市は、ネーミングライツの導入に関して指定管理者から意見や要望などを聴取したうえ、導入の可否を決定することとします。

(2) 指定管理者の優先交渉権者への選定

市は、ネーミングライツの導入に関して指定管理者と事前協議を行い、指定管理者に応募意思がある場合は、指定管理者を優先交渉権者として決定することとします。

指定管理者に応募の意思がない場合は、公募によりネーミングライツパートナーを募集することができることとします。

(3) 契約期間

現行の指定期間や契約期間を考慮し、適切な契約期間の設定に配慮することとします。

(4) 費用負担

ア 指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合

ネーミングライツ料は、指定管理に係る管理経費に含むことはできません。

イ 指定管理者とネーミングライツパートナーが異なる場合

本ガイドライン4ページ「7. 費用負担区分」の表以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、ネーミングライツパートナー及び市の協議により決定することとします。

(5) その他

ネーミングライツが導入された場合において、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び市の三者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

16. その他

このガイドラインは、運営状況及びその他の状況などに応じ、適宜見直しを行うこととし、また、ネーミングライツに関することで、本ガイドライン以外に必要な事項は、別に定めることとします。

17. 施 行

このガイドラインは、令和8年9月1日から施行します。

様式

様式 1	ネーミングライツパートナー申込書
様式 2	ネーミングライツパートナー提案書
様式 3	誓約書
様式 4	役員名簿